

令和5年第4回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年4月18日(火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年4月18日(火)
午後1時30分から午後2時15分まで

2. 出席委員(20名)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 稲垣 恵一 | 2番 | 神代 繁近 | 3番 | 川上 加津子 |
| 4番 | 笹川 治久 | 5番 | 長澤 昇 | 6番 | 麻生 忠 |
| 8番 | 牧野 弘 | 9番 | 岸本 信夫 | 10番 | 坂本 豊廣 |
| 11番 | 岡沢 聡 | 12番 | 尾崎 孝 | 13番 | 稲野 実 |
| 14番 | 笹川 悦子 | 15番 | 中西 利一 | 16番 | 中村 孝三 |
| 17番 | 長澤 均 | 18番 | 中井 啓二 | 19番 | 加藤 博一 |
| 20番 | 野口 康夫 | 21番 | 中井 博幸 | | |

3. 欠席委員(1名)

7番 中井 徳治

4. 会議録署名委員

21番 中井 博幸 2番 神代 繁近

5. 出席事務局職員

| | | | | | |
|------|-------|----|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 西田 昭浩 | 室長 | 佐治 功 | グループ長 | 竹内 亜衣 |
| 参事 | 山岸 健史 | 主任 | 辻岡 昌樹 | | 美谷 一哉 |

6. 議事日程

| | |
|--------|--|
| 第27号議案 | 令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画策定の件 |
| 第28号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件 |
| 報告第14号 | 専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理) |
| 報告第15号 | 専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理) |
| 報告第16号 | 専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理) |
| 報告第17号 | 専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理) |
| 報告第18号 | 専決処理の報告の件 (農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理) |
| 報告第19号 | 専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理) |
| 報告第20号 | 専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理) |
| 報告第21号 | 専決処理の報告の件 (農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理) |
| 報告第22号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件 |
| 報告第23号 | 農地等状況報告の件 |

令和5年第4回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和5年第4回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、中井徳治委員さんからは欠席の連絡をいただいています。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、21番 中井会長職務代理者さん、2番 神代委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第27号議案、令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画策定の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について説明)
- 議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
- ないようでございますので、本件につきまして原案どおり承認することに決

定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定いたします。

次に、日程第3、第28号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、第28号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

買取り申出する土地は、粟生間谷東■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■、面積は■■■■■平方メートル他■■■筆、合計■■■筆、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■、■■■■■氏、申出人は、■■■■■、■■■■■氏で、申出をする者との関係は■■■で、申出事由は死亡、申出事由が生じた日は令和4年2月13日でございます。

以上、第28号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第28号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■■の東側約■■■メートルに位置する■■■筆の農地です。

申請人の■■■氏は、令和4年2月13日に、この生産緑地を耕作されていた■■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承

認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に報告案件に移ります。

報告第14号から報告第22号の9件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第4、報告第14号から日程第8、報告第18号は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第4、報告第14号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、報告第14号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。

届出地の所在は、小野原東■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は、■■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第14号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲野委員

報告第14号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■の西側にある■■筆の農地です。

届出人の■■■■■氏が、このたび、■■■■■を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は■■■■■、東側・南側は■■■■■、西側は■■■■■となっており、周囲に農地はありません。

また、汚水は南側の公共下水道へ接続、雨水は南側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第5、報告第15号と日程第6、報告第16号は所有者が同一で関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第15号及び報告第16号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

これら2件の届出人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、職業は[REDACTED]です。

まず、報告第15号の届出地は、西宿[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルで、転用目的は[REDACTED]となっています。

次に、報告第16号の届出地は、西宿[REDACTED]、地目は、台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートルで、転用目的は[REDACTED]となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第15号及び報告第16号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

野口委員

報告第15号及び報告第16号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、報告第15号については、[REDACTED]の南約[REDACTED]メートル、報告第16号については、[REDACTED]の東約[REDACTED]メートルに位置する農地です。

届出人は、2件とも[REDACTED]氏で、[REDACTED]を整備するため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、報告第15号については、西側、南側は[REDACTED]、東側は[REDACTED]、北側は[REDACTED]で、報告第16号については、北側は[REDACTED]、東側、西側、南側は[REDACTED]となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第7、報告第17号を議題といたします。

事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第18号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井徳治委員さんがご欠席ですので、事務局から調査報告の代読をお願いします。

事務局

報告第18号につきまして、中井徳治委員より調査報告書をお預かりしておりますので代読いたします。

申請地は、[]の南東約[]メートルに位置する農地です。

届出人は、[]で、届出地においては、昭和54年頃から住宅として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周囲は北側の[]以外、すべて宅地となっており、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次の日程第9、報告第19号から日程第11、報告第21号は専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは日程第9、報告第19号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明及び中井徳治委員さんの担当地域ですので、事務局から調査報告の代読をお願いします。

事務局

ただいま議題となりました報告第19号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は、桜[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]

[]代表取締役[]氏、職業は[]です。

譲渡人は、[]、[]氏、職業は[]、持ち分[]分の[]、他[]名、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第19号のご説明といたします。

引き続き、報告第19号につきまして、中井徳治委員より調査報告書をお預かりしておりますので、代読いたします。

申請地は、[]の南東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]で、譲受人の[]が、[]を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東西南北すべて[]となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第10、報告第20号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明及び中井徳治委員さんの担当地域ですので、事務局から調査報告の代読をお願いします。

事務局

ただいま議題となりました報告第20号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は、新稲[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]代表取締役 []氏、職業は[]です。

譲渡人は、[]、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月10日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第20号のご説明といたします。

引き続き、報告第20号につきまして、中井徳治委員より調査報告書をお預かりしておりますので、代読いたします。

届出地は、[]の南側約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を行うため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、西側、南側は[]、東側は[]となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第11、報告第21号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第21号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地の所在は、白島■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■

■■■■ 代表取締役 ■■■■ 氏、職業は■■■■です。

譲渡人は、■■■■■■■■■■、■■■■ 氏、転用目的は■■■■■■■■■■ となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年3月28日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第21号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中村委員

報告第21号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■の西側約■■■■メートルに位置する農地です。

譲渡人は■■■■ 氏で、譲受人の■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■

■■■■を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、東側は■■■■、西側は■■■■、南側は■■■■となっており、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思っております。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第12、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第22号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は15ページからでございます。

所在は、箕面■■■■■■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■、面積は■■■■平

方メートルです。

賃貸人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、賃借人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、解約年月日は、令和5年3月3日、土地引渡年月日は、令和5年3月3日です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和5年3月9日に受理したものでございます。

以上、報告第22号のご説明といたします。

議 長

ただいま報告のありました9件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第13、報告第23号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員

報告第23号、農地等状況報告の件について、豊川地区の奥・中村区域での状況報告です。

[REDACTED]氏の農地について、以前から雑草繁茂の状況でしたが、事務局から3月30日付で文書指導をしていただき、4月には除草されていまして本件は解決いたしました。

ご苦労様でした。

議 長

他にありませんか。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局

〈地域計画アンケートについて・農業委員改選について経過報告・次回日程について説明〉

議 長

これをもちまして令和5年第4回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時15分)

上記は、令和5年第4回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 中井 博幸

署名委員 神代 繁近